

第68回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 ▶ 2025年 3 月26日(水曜日)午前10時
議決権行使期限 ▶ 2025年 3 月25日(火曜日)午後5時まで

CONTENTS

第68回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬額決定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	
第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取 締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制 度に係る報酬枠設定の件	
事業報告	41
連結計算書類	70
計算書類	91
監査報告書	99

※昨年と会場が変更になっております。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。



<https://s.srdb.jp/9755/>



招集ご通知の掲載内容が
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧い
ただけます。

証券コード 9755
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町7番地
応用地質株式会社
代表取締役社長 天 野 洋 文

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を以下により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第68回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oyo.co.jp/agm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/9755/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することが

できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【インターネット等による議決権行使の場合】

7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2025年3月25日(火曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月25日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

記

1. 日 時 2025年3月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田イベントホール
(※昨年と会場が変更になっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第68期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。

## 事前質問受付のご案内

### 質問を希望される株主様へ

以下のいずれかの方法にて、事前に質問を受け付けています。



URLまたはQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、「質問記入フォーム」に入力してください。

URL

<https://forms.office.com/r/T1tT4FjvKv>

QRコード



### 質問受付期間

2025年3月11日(火曜日)午前9時から2025年3月19日(水曜日)午前9時まで

#### 【ご注意事項（事前質問の受付にあたって）】

- 頂戴したご質問のうち、特に株主様のご関心が高いと思われる事項につき、株主総会当日にご回答させていただきます。
- 全てのご質問に対してご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答には至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。
- 株主総会で取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- 質問受付専用サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料、通信料金等）は、株主様のご負担となります。



## オンデマンド配信のご案内

当日、本株主総会にご出席されない株主の皆様のために、本株主総会の一部の模様について、その映像と音声をオンデマンドにて配信いたします。なお、万一オンデマンド配信について不測の事態が発生した場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

**期 間** 2025年4月7日(月曜日)から2025年6月30日(月曜日)まで

視聴希望の株主の皆様は、以下のURLにアクセスください。

応用地質株式会社/IR情報/株主総会  
<https://www.oyo.co.jp/agm/>

または、サーチエンジンにて以下の  
検索を行ってください。

応用地質 株主総会

Q 検索

スマートフォンから以下のQRコードを  
読み取る方法でもアクセスできます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に !!



### 「ネットで招集」のご案内

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら  
<https://s.srdb.jp/9755/>



### 議決権行使ウェブサイト・ 「スマート行使」に簡単アクセス！

こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。

「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用 QR コード」を読み取ってください。1回に限り「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

(「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。)

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### ■ 株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使の  
お手続きはいずれも不要です。)

**株主総会開催日時** 2025年3月26日(水曜日)午前10時

### ■ 株主総会にご出席いただけない場合



#### ● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿  
管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたも  
のとして取り扱わせていただきます。

**議決権行使期限** 2025年3月25日(火曜日)午後5時まで

#### ● インターネット等による議決権行使の場合

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行  
使ウェブサイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にて、議決権行使書用紙に記載され  
た「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛  
否をご入力ください。

**議決権行使期限** 2025年3月25日(火曜日)午後5時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00～21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日9:00～17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申込された場合に限り、株式会社ＩＣＪ  
が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

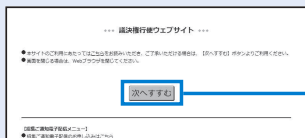
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

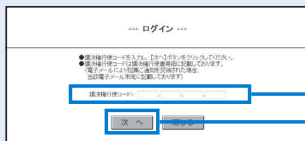


- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

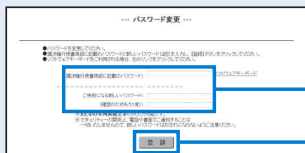
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を  
入力

「登録」を  
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

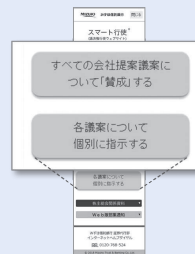
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

### インターネット等による議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向50%以上、且つ株主資本配当率（DOE）2%以上を原則として、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、57円00銭（中間配当とあわせて年間86円00銭）といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき57円00銭、配当総額は1,358,566,956円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月27日(木曜日)といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図り、企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営が可能となるよう、現行定款第23条（取締役会の招集権者および議長）に所要の変更を行うものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策の機動的な遂行が可能となるよう、変更案のとおり第34条（剰余金の配当等の決定機関）及び第35条（剰余金の配当の基準日）第2項を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）及び現行定款第39条（中間配当）を削除するものであります。
- (5) 上記の変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                                                   | 変更案                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>（目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>（1）～（16）（条文省略）<br>（新設）<br><br>（17）（条文省略） | 第1章 総則<br>（目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>（1）～（16）（現行どおり）<br><u>（17） 脱炭素および再生可能エネルギーに関わる事業</u><br><br><u>（18）</u> （現行どおり） |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。<br/>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。<br/><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 2 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長 2 名以内を定めることができる。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第 2 0 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 1 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長 2 名以内を定めることができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                | 変更案                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                | (取締役への重要な業務執行の決定の委任)                                                                           |
|                                                                     | 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| 第5章 監査役および監査役会<br>(員 数)                                             | 第5章 監査等委員会<br>(削除)                                                                             |
| 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。                                               |                                                                                                |
| (選任方法)                                                              | (削除)                                                                                           |
| 第31条 監査役は、株主総会において選任する。                                             |                                                                                                |
| 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | (削除)                                                                                           |
| (任 期)                                                               | (削除)                                                                                           |
| 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。          |                                                                                                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                         |
| <p>第6章 計算<br/>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                      | <p>第6章 計算<br/>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>                                                                               |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                             | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> |
| <p>2. (条文省略)</p>                                                                                                      | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>                                                                      |
| <p>(中間配当)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>                                         | <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>                                                                           |
| <p>第<u>40</u>条 (条文省略)</p>                                                                                             | <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>                                                                                       |
|                                                                                                                       | <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>                                                                                          |



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現任取締役6名（うち社外取締役3名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において、同じ。）6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                               | 当社における地位            | 取締役会出席回数        |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------|-----------------|
| 1     | <b>再任</b> 天 野 洋 文 <b>男性</b>                       | 代表取締役社長<br>社長執行役員   | 100%<br>13回／13回 |
| 2     | <b>再任</b> 平 嶋 優 一 <b>男性</b>                       | 代表取締役副社長<br>副社長執行役員 | 100%<br>13回／13回 |
| 3     | <b>再任</b> 五十嵐 崇 博 <b>男性</b>                       | 取締役副社長<br>副社長執行役員   | 100%<br>13回／13回 |
| 4     | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> 尾 崎 聖 治 <b>男性</b> | 取締役                 | 100%<br>13回／13回 |
| 5     | <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> 池 田 陽 子 <b>女性</b> | 取締役                 | 100%<br>13回／13回 |
| 6     | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> 関 谷 恵 美 <b>女性</b> | —                   | —               |

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしております。指名・報酬委員会の委員は代表取締役社長と社外取締役3名で構成されており、委員長は社外取締役としております。委員以外にオブザーバーとして社外監査役2名が参加しております。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2025年1月31日時点の株式数です。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定にしております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者  
番号

1

あま の ひろ ふみ  
天野 洋文

男性

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                                                |                                   |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1990年 4 月 玉野総合コンサルタント(株)<br>(現 日本工営都市空間(株)) 入社 | 2017年 4 月 情報技術企画室長<br>(現 DX推進本部長) |
| 2003年 9 月 (株)ケー・シー・エス入社                        | 2019年 3 月 応用地震計測(株)取締役            |
| 2005年 8 月 同社取締役                                | 2020年 3 月 (株)ケー・シー・エス取締役          |
| 2005年10月 同社代表取締役                               | 2022年 4 月 当社専務執行役員                |
| 2017年 3 月 当社取締役                                | 2023年 3 月 当社代表取締役社長 (現任)          |
| 2017年 4 月 当社常務執行役員                             | 2023年 4 月 当社社長執行役員 (現任)           |

### ■ 選任理由

天野洋文氏は、当社並びに当社グループ会社の事業部門及び経営管理部門における豊富な経験と実績を有しております。社長就任後は、当社グループの持続可能な成長に向けて、既存のビジネスにデジタル技術や共創を組み合わせた知的情報サービス産業への構造改革に取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

### ■ 生年月日

1966年 1 月 4 日

### ■ 所有する当社株式の数

4,253株

### ■ 取締役会の出席状況

13回／13回 (100%)



候補者  
番号

2

ひら しま ゆう いち  
平嶋 優一

男性

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                                                 |                               |
|-------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1983年 4 月 (株)富士銀行<br>(現 (株)みずほ銀行) 入行            | 2015年 4 月 応用アール・エム・エス(株)取締役   |
| 2009年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行<br>(現 (株)みずほ銀行) 米州審査部長 | 2016年 3 月 当社取締役               |
| 2011年 4 月 同行業務監査部長                              | 2016年 4 月 事務本部長               |
| 2013年 8 月 当社入社                                  | 2017年 4 月 当社専務執行役員            |
| 2014年 8 月 当社執行役員                                | 2018年 6 月 (株)イー・アール・エス社外取締役   |
| 2015年 4 月 当社常務執行役員                              | 2019年 3 月 応用リソースマネジメント(株) 取締役 |
|                                                 | 2020年 3 月 当社代表取締役副社長 (現任)     |
|                                                 | 2020年 4 月 当社副社長執行役員 (現任)      |

### ■ 選任理由

平嶋優一氏は、銀行の海外部門及び審査部門並びに当社の財務部門において、豊富な経験と実績を有しており、基幹システムの更新、コーポレートガバナンスの強化等、企業の社会的信頼向上に取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

### ■ 生年月日

1959年11月27日

### ■ 所有する当社株式の数

5,954株

### ■ 取締役会の出席状況

13回／13回 (100%)



候補者  
番号

3

いがらし むねひろ  
五十嵐 崇博

男性

再任

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1985年 4 月 建設省（現 国土交通省）入省 | 2017年10月 当社入社                 |
| 2008年 4 月 河川局災害対策室長      | 当社理事                          |
| 2009年 7 月 河川局海岸室長        | 2018年 4 月 当社専務執行役員            |
| 2012年 9 月 中部地方整備局河川部長    | 2020年 4 月 当社副社長執行役員（現任）       |
| 2014年10月 水管理・国土保全局河川環境課長 | 2023年 3 月 当社取締役副社長（現任）        |
| 2015年 7 月 大臣官房審議官（道路局）   | 2024年 6 月 ㈱イー・アール・エス社外取締役（現任） |
| 2016年 6 月 水管理・国土保全局水資源部長 |                               |

### ■ 選任理由

五十嵐崇博氏は、国土交通省の行政全般や現場技術に豊富な経験を有しており、当社の事業展開について行政的・技術的見地から積極的に助言・指導を行うなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

### ■ 生年月日

1959年 6 月29日

### ■ 所有する当社株式の数

6,146株

### ■ 取締役会の出席状況

13回／13回（100%）



候補者  
番号

4

お さ き し ょ う じ  
尾崎 聖治

男性

再任

社外

独立役員

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                                                                                       |                                                                          |                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1979年 4 月 | サッポロビール(株)入社                                                                          | 2013年 3 月                                                                | ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)<br>常勤監査役            |
| 2005年 3 月 | 同社ワイン洋酒事業部長<br>兼 サッポロワイン(株) 取締役                                                       | 2015年 3 月                                                                | サッポロホールディングス(株) 常勤監査役                   |
| 2006年 3 月 | 兼 (株)恵比寿ワインマート<br>代表取締役社長                                                             | 2019年 3 月                                                                | 当社社外取締役 (現任)                            |
| 2007年10月  | 同社中四国本部長                                                                              | 2020年 6 月                                                                | ハルナビバレッジ(株) 社外監査役 (現任)                  |
| 2010年 3 月 | 同社執行役員 東海北陸本部長                                                                        | 2023年 6 月                                                                | (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役                 |
| 2012年 3 月 | サッポロ飲料(株) 常勤監査役<br>兼サッポロビール(株) 監査役<br>兼サッポログループマネジメント(株) 監査役<br>兼サッポロインターナショナル(株) 監査役 | 2024年 6 月                                                                | (株)横河ブリッジホールディングス<br>社外取締役 (監査等委員) (現任) |
|           |                                                                                       | <b>[重要な兼職の状況]</b><br>ハルナビバレッジ(株) 社外監査役<br>(株)横河ブリッジホールディングス社外取締役 (監査等委員) |                                         |

## ■ 生年月日

1955年 8月17日

## ■ 所有する当社株式の数

2,515株

## ■ 取締役会の出席状況

13回／13回 (100%)

## ■ 選任理由及び期待される役割の概要

尾崎聖治氏は、サッポロビール(株)において要職を歴任され、サッポロホールディングス(株)のグループ各社の取締役、監査役の実績、並びに他社の社外監査役としての実績を有しております。当社が属する建設関連業とは異なる業種の経験を有する同氏の外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実と多様性の確保に有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といいたしました。同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待しております。なお、尾崎聖治氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。

(注) 社外取締役候補者である尾崎聖治氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 尾崎聖治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、尾崎聖治氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、尾崎聖治氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 尾崎聖治氏の重要な兼職先である、ハルナビバレッジ(株)及び(株)横河ブリッジホールディングスと当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

5

いけ だ よう こ  
池田 陽子

女性

再任

社外

独立役員

#### ■ 生年月日

1955年1月22日

#### ■ 所有する当社株式の数

1,093株

#### ■ 取締役会の出席状況

13回／13回（100%）

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                                           |                             |
|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 1980年4月 東京地方裁判所判事補                        | 2012年4月 総務省自治大学校非常勤講師       |
| 1989年5月 弁護士登録（横浜弁護士会）                     | 2013年4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員 |
| 1989年5月 山田法律事務所（現明大昭平・法律事務所）入所<br>弁護士（現任） | 2018年7月 内閣府公文書管理委員会委員       |
| 1998年4月 神奈川県法律顧問                          | 2019年10月 東京都公文書管理委員会委員（現任）  |
| 2003年4月 民事調停委員（横浜地方裁判所・簡易裁判所）（現任）         | 2022年3月 当社社外取締役（現任）         |
| 2004年3月 横浜市PFI事業審査委員会委員                   | 2023年6月 公益財団法人鉄道弘済会 理事（現任）  |
| 2006年4月 横浜市入札等監視委員会委員                     | <b>[重要な兼職の状況]</b>           |
| 2009年4月 横浜国立大学法科大学院客員教授                   | 明大昭平・法律事務所 弁護士              |
|                                           | 公益財団法人鉄道弘済会 理事              |

### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

池田陽子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験とともに、政府・自治体における各種委員会委員の経験などを有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏のこれまでの法曹界並びに行政機関における各種委員会に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待しております。なお、池田陽子氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

（注）社外取締役候補者である池田陽子氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 池田陽子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、池田陽子氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、池田陽子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 池田陽子氏の重要な兼職先である、明大昭平・法律事務所及び公益財団法人鉄道弘済会と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

6

せき や え み  
関谷 恵美

女性

新任

社外

独立役員

### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 (株)OAメイト 取締役  
1997年1月 (株)アイセス 取締役  
1999年1月 同社 常務取締役  
2001年1月 同社 専務取締役  
2003年9月 (株)アイルネット 代表取締役社長

2005年4月 PCIホールディングス(株) 取締役  
2016年10月 (株)アイルネット 代表取締役会長  
2017年10月 日本グリーン電力開発(株) 代表取締役会長 (現任)  
2022年6月 鉄建建設(株) 社外取締役 (現任)

#### [重要な兼職の状況]

日本グリーン電力開発(株) 代表取締役会長  
鉄建建設(株) 社外取締役

### ■ 生年月日

1960年8月17日

### ■ 所有する当社株式の数

一株

### ■ 取締役会の出席状況

—

### ■ 選任理由及び期待される役割の概要

関谷恵美氏は、IT企業及び再生可能エネルギーに関わる企業で代表取締役を経験され、企業経営者として豊富な経験を有しています。同氏の企業経営経験とIT及び再生可能エネルギーに関する専門知識が、当社の経営体制の一層の充実に有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者いたしました。

(注) 社外取締役候補者である関谷恵美氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 関谷恵美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、本議案が承認された場合、関谷恵美氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、本議案が承認された場合には、関谷恵美氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
4. 関谷恵美氏の重要な兼職先である、日本グリーン電力開発(株)及び鉄建建設(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。



第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                                             | 当社における地位 | 取締役会出席回数        | 監査役会出席回数        |
|-------|-----------------------------------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|
| 1     | <b>新任</b> か がわ しん いち <b>男性</b> 香 川 眞 一                          | 常勤監査役    | 100%<br>13/13回  | 100%<br>14回/14回 |
| 2     | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> な い と う じゅん <b>男性</b> 内 藤 潤     | 社外監査役    | 100%<br>13回/13回 | 100%<br>14回/14回 |
| 3     | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> お り は ら た か お <b>男性</b> 折 原 隆 夫 | 社外監査役    | 100%<br>13回/13回 | 100%<br>14回/14回 |

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしております。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2025年1月31日時点の株式数です。
4. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定にしております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者  
番号

1

か がわ しん いち  
香川 眞一

男性

新任

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                                 |                             |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 1980年 4 月 当社入社                  | 2011年 4 月 事務本部経理部長兼総務部長     |
| 1998年 4 月 事務本部財務部副部長            | 2015年 3 月 (株)ケー・シー・エス取締役副社長 |
| 2002年 9 月 エヌエス環境(株)へ転籍 事務本部長    | 2016年 4 月 当社執行役員            |
| 2004年12月 同社常勤監査役                | 2016年 4 月 コンプライアンス室長        |
| 2007年 2 月 当社入社 管理本部総務部長兼事務センター長 | 2018年 3 月 当社常勤監査役（現任）       |

## ■ 選任理由

香川眞一氏は、当社の総務・経理部門、コンプライアンス部門及びグループ会社の取締役、監査役並びに長年にわたり常勤監査役を務めた経験を有しており、現場実査に基づく確かな監査が期待できることから、当社の監査体制の強化に有用であると判断し、同氏を当社の監査等委員候補者いたしました。

(注) 監査等委員候補者である香川眞一氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 当社は、本議案が承認された場合、香川眞一氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## ■ 生年月日

1957年 6月17日

## ■ 所有する当社株式の数

4,279株

## ■ 取締役会の出席状況

13回／13回（100%）

## ■ 監査役会の出席状況

14回／14回（100%）



候補者  
番号

2

ないとう じゅん  
内藤 潤

男性

新任

社外

独立役員

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1982年 4 月 第一東京弁護士会弁護士登録      | 2020年 1 月 長島・大野・常松法律事務所 シニア・カウンセラー |
| 1982年 4 月 長島・大野法律事務所入所       | 2023年 6 月 ㈱ヤマタネ 社外取締役（監査等委員）（現任）   |
| 1991年 1 月 同事務所パートナー          | 2025年 1 月 J&N法律事務所 代表弁護士（現任）       |
| 2000年 1 月 長島・大野・常松法律事務所パートナー |                                    |
| 2007年 6 月 イノテック㈱ 社外監査役       |                                    |
| 2013年 1 月 長島・大野・常松法律事務所顧問    |                                    |
| 2015年 3 月 当社社外監査役（現任）        |                                    |
| 2016年 6 月 ㈱ヤマタネ 社外監査役        |                                    |

### 【重要な兼職の状況】

㈱ヤマタネ 社外取締役（監査等委員）  
J&N法律事務所 代表弁護士

## ■ 生年月日

1956年 1 月30日

## ■ 所有する当社株式の数

一株

## ■ 取締役会の出席状況

13回／13回（100%）

## ■ 監査役会の出席状況

14回／14回（100%）

## ■ 選任理由及び期待される役割の概要

内藤潤氏は、弁護士として法務の専門知識と豊富な経験を有するとともに、これまで当社の監査役として、適切な監査を実施してこられました。同氏の法務に関する経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の監査等委員候補者いたしました。

（注） 監査等委員候補者である内藤潤氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 内藤潤氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、本議案が承認された場合、内藤潤氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、内藤潤氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 内藤潤氏の重要な兼職先である㈱ヤマタネ及びJ&N法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

3

おり はら たか お  
折原 隆夫

男性

新任

社外

独立役員

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                                     |           |                                 |
|-----------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1980年 4 月 | 野村不動産(株)入社                          | 2014年 6 月 | 野村不動産ホールディングス(株)監査役             |
| 2005年 6 月 | 野村不動産ホールディングス(株)取締役<br>野村不動産(株)取締役  | 2015年 6 月 | 野村不動産ホールディングス(株)<br>取締役 (監査等委員) |
| 2008年 4 月 | 野村不動産(株)取締役兼上席執行役員                  | 2023年 3 月 | 当社社外監査役 (現任)                    |
| 2009年 4 月 | 同社取締役兼常務執行役員                        | 2023年 6 月 | 日本瓦斯(株)社外監査役 (現任)               |
| 2012年 5 月 | 野村不動産ホールディングス(株)<br>取締役兼執行役員        |           |                                 |
| 2014年 4 月 | 野村不動産(株) 監査役<br>野村不動産ホールディングス(株) 顧問 |           |                                 |

### 【重要な兼職の状況】

日本瓦斯(株)社外監査役

## ■ 選任理由及び期待される役割の概要

折原隆夫氏は、上場企業での取締役及び監査役を経験され、その他企業においても取締役・監査役として豊富な経験を有しております。同氏の企業経営経験並びに監査業務で得た知見により、当社において的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の監査等委員候補者といたしました。

(注) 監査等委員候補者である折原隆夫氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 折原隆夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、本議案が承認された場合、折原隆夫氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は折原隆夫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 折原隆夫氏の重要な兼職先である日本瓦斯(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■ 生年月日

1958年 2 月 6 日

## ■ 所有する当社株式の数

一株

## ■ 取締役会の出席状況

13回／13回 (100%)

## ■ 監査役会の出席状況

14回／14回 (100%)

【ご参考】 役員のスキルマトリックス

当社は、経営理念や経営ビジョン、中期経営計画等の経営戦略を適切に遂行するという観点から、取締役会における充実した議論を通じた重要な業務執行に係る意思決定や適切な業務執行の監督・監査機能をバランスよく発揮することが必要不可欠であると考えております。

こうした観点から、当社の取締役会にとって必要と考える知識・経験・能力などのスキルを定義しました。本定時株主総会において、第2号議案、第3号議案、第4号議案が、原案どおり承認された場合の各取締役特に特に期待するスキル（上位3つまで）は以下のとおりです。

| 氏名    | 役職             | 企業経営<br>経営戦略 | 営業<br>マーケティング | 技術<br>DX | 財務会計 | 法務<br>コンプライアンス<br>リスク管理 | ESG<br>SDGs | グローバル<br>経験 |
|-------|----------------|--------------|---------------|----------|------|-------------------------|-------------|-------------|
| 天野 洋文 | 取 締 役          | ●            | ●             | ●        |      |                         |             |             |
| 平嶋 優一 | 取 締 役          | ●            |               |          | ●    |                         |             | ●           |
| 五十嵐崇博 | 取 締 役          | ●            | ●             | ●        |      |                         |             |             |
| 尾崎 聖治 | 社外取締役          | ●            | ●             |          |      | ●                       |             |             |
| 池田 陽子 | 社外取締役          |              |               |          |      | ●                       | ●           |             |
| 関谷 恵美 | 社外取締役          | ●            |               | ●        |      |                         | ●           |             |
| 香川 眞一 | 取 締 役<br>監査等委員 | ●            |               |          | ●    | ●                       |             |             |
| 内藤 潤  | 社外取締役<br>監査等委員 |              |               |          |      | ●                       | ●           | ●           |
| 折原 隆夫 | 社外取締役<br>監査等委員 | ●            |               |          | ●    | ●                       |             |             |

【ご参考】当社の社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス基本方針 (<https://www.oyo.co.jp/>) を策定し、社外役員の独立性に関する考え方を、以下のように定めております。

当社は、社外役員が以下の要件を満たす場合に、当該社外役員が当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社または当社の連結子会社と持分法適用関連会社（以下、当社グループ）の出身者または業務執行者（注1）でないこと。また、本人の近親者等（注2）が、過去5年間に於いて当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去10年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - （1）当社の大株主（注3）である者、またはその近親者等。大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者。
  - （2）当社の主要な取引先（注4）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者。
  - （3）当社の主要な借入先（注5）の業務執行者。
  - （4）当社の主幹事証券会社の業務執行者。
  - （5）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
  - （6）当社と顧問契約を締結している弁護士事務所、またはコンサルティング会社に所属する者。
  - （7）当社から役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者。
  - （8）当社の役員相互就任先の業務執行者。
  - （9）当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注7）の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、上記の（1）から（9）に該当しないこと。

---

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

注2 近親者等とは、配偶者、二親等内の親族をいう。

注3 大株主とは、事業年度末において、議決権比率が10%を超える株主をいう。

注4 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が、過去3事業年度平均の当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

注5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注6 多額とは、収受している対価が、過去3年間平均で年間1千万円を超える金額をいう。

注7 多額の寄付または助成を受けている団体とは、過去3年間平均で、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本選任の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、補欠の監査等委員が監査等委員に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

松下達郎氏は、第4号議案が原案どおり可決された場合の香川眞一氏の補欠としての監査等委員候補者、本多広和氏は同じく第4号議案が原案どおり可決された場合の内藤潤氏及び折原隆夫氏の補欠としての社外監査等委員候補者であります。



候補者  
番号

1

まつ した たつ ろう  
松下 達郎

男性

新任

## ■ 生年月日

1963年6月19日

## ■ 所有する当社株式の数

1,751株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                  |         |                 |
|---------|------------------|---------|-----------------|
| 1986年4月 | 日本生命保険相互会社入社     | 2013年3月 | 同社不動産業務管理グループ課長 |
| 1999年3月 | 同社国際融資管理グループ担当課長 | 2015年4月 | 当社入社 事務本部法務部長   |
| 2002年3月 | 同社財務第三部担当部長      | 2018年4月 | 当社執行役員（現任）      |
| 2005年6月 | 同社財務検査室担当課長      | 2018年4月 | コンプライアンス室長（現任）  |
| 2011年3月 | 同社不動産部調査役        |         |                 |

## ■ 選任理由

松下達郎氏は、生命保険会社において、財務・不動産分野の職歴を有し、当社においても法務・コンプライアンス分野の経験を有していることから、財務と企業法務に関する専門知識と知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の補欠の監査等委員候補者といたしました。

- (注) 1. 松下達郎氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしています。
2. 松下達郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松下達郎氏が所有する当社の株式数は、2025年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠の監査等委員候補者の松下達郎氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 松下達郎氏は、補欠の監査等委員として選任するものです。
- (2) 当社は、松下達郎氏が監査等委員に就任した場合、同氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3) 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、松下達郎氏が監査等委員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。





候補者  
番号

2

ほん だ ひろ かず  
**本多 広和**

男性

新任 社外

## ■ 生年月日

1970年5月5日

## ■ 所有する当社株式の数

一株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                           |          |                                       |
|---------|---------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1997年4月 | 弁護士登録                     | 2017年3月  | (株)CAC Holdings 社外監査役 (現任)            |
|         | 阿部・井窪・片山法律事務所 入所          | 2018年10月 | ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株) 社外取締役(監査等委員) |
| 2004年2月 | 米国ニューヨーク州弁護士登録            |          |                                       |
| 2004年8月 | 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー (現任)  |          |                                       |
| 2007年6月 | (株)魚力 社外監査役               |          |                                       |
| 2009年2月 | (株)セディナ債権回収 取締役弁護士        |          |                                       |
| 2015年6月 | (株)魚力 社外取締役               |          |                                       |
| 2015年6月 | 一般社団法人日本国際知的財産保護協会 業務執行理事 |          |                                       |

**【重要な兼職の状況】**  
阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー  
(株)CAC Holdings 社外監査役

## ■ 選任理由及び期待される役割の概要

本多広和氏は、長年にわたる弁護士としての経験と弁護士事務所のパートナーとしての経験、多数の企業からの相談対応、社外監査役、社外取締役の実績を有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の専門知識と企業法務に関する豊富な知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を補欠の監査等委員候補者といたしました。

- (注) 1. 本多広和氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしています。
2. 本多広和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本多広和氏が所有する当社の株式数は、2025年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠の監査等委員候補者の本多広和氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 本多広和氏の重要な兼職先である、阿部・井窪・片山法律事務所、(株)CAC Holdingsと当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (2) 本多広和氏は、補欠の監査等委員として選任するものです。なお、同氏が監査等委員に就任した場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
- (3) 当社は、本多広和氏が監査等委員に就任した場合、同氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査等委員の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (4) 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、本多広和氏が監査等委員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月28日開催の第50回定時株主総会において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額300百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内）（使用人分給与を含む。）と定めることをお願いいたしたいと存じます。各取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

当社は、第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、本定時株主総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、当社ウェブサイト掲載の招集ご通知55頁から57頁に記載した内容から、後述39頁から40頁の【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定であります。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致し、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額70百万円以内と定めることをお願いいたしたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されまると、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT(=Board Benefit Trust)）」の導入についてご承認いただき、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会、並びに2021年3月26日開催の第64回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、制度を継続することをご承認いただき、今日に至りますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止したうえで、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定し、これにあわせ、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額の上限を設けず、本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容を定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、本定時株主総会終結後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、当社ウェブサイト掲載の招集ご通知55頁から57頁に記載した内容から、後述39頁から40頁の【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定であります。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致し、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当と判断しております。

本議案は、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対して株式報酬を支給することに関するものであります。

本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象取締役は3名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

### (2) 当社が拠出する金銭

当社は、OYO中期経営計画2026の計画対象期間に当たる2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間の経過後に開始する、取締役会が都度あらかじめ定める数の事業年度（最短2事業年度、最長5事業年度とします。）ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続いたします。

また、本対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（3）のとおり、1事業年度当たり20,000ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、当該対象期間に係る事業年度の数に20,000株を乗じた数を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

本信託は、当社が追加拠出した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得することとし、新株発行は行いま

せん。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

### (3) 取締役には、各事業年度に限り、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定式は、以下のとおりです。

(ポイント数の算定式)

役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度及び中期経営計画における当社の業績目標達成度に基づき、0～135%の範囲で決定されます。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

上記の算式により上記の上限の範囲内において付与されたポイントは、下記(4)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数200個の発行済株式総数に係る議決権数237,148個(2024年12月31日現在)に対する割合は約0.08%です。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものといたします。)を乗じて算出し、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役に対し本信託終了時までに付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

### (4) 取締役に対する株式給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

当社の取締役が退任した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができる



ものといたします。

また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役に対し、役員株式給付規程の定めに従い、確定ポイント数に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合または取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （5）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

【ご参考】取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）

#### 1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与、及び業績連動報酬等かつ非金銭報酬等としての株式報酬により構成する。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益率、連結ROE、連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

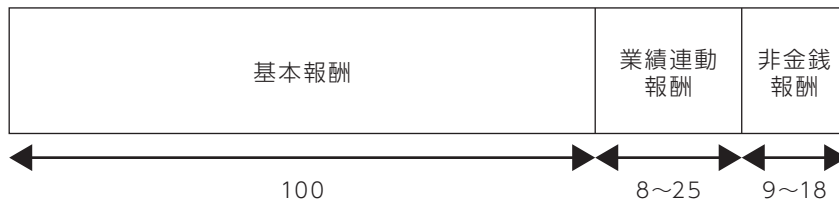
業績連動報酬等かつ非金銭報酬等としての株式報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識とともに中長期の企業価値向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した役員株式給付信託制度（BBT）に基づく報酬とする。各事業年度の連結売上高、連結営業利益率、連結ROEの目標値及び中期経営計画数値目標に対する達成度合いに応じて算出されたポイント数（1ポイント＝応用地質株1株）に応じて、取締役退任時に株式を給付することとする。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

#### 4. 各種類の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を参考として、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等は基本報酬の8～25%程度とし、非金銭報酬等は基本報酬の9～18%程度とする。



【取締役の報酬等の種類別報酬割合イメージ】



※業績連動報酬は、個別及び連結にかかわらず損失を計上した場合には支給しない。

※非金銭報酬については、[役位別基本ポイント]×[業績係数]=[株式の付与ポイント]により単年度の付与ポイントを算出する。

業績係数は各事業年度の予算の達成率に応じて算出し、0.00もしくは0.65～1.20の範囲内で適用する。ただし、中期経営計画最終年(2026年)に付与するポイントに関する業績係数については、中期経営計画の数値目標の達成水準に応じた加算を行うため、0.00もしくは0.65～1.35の範囲内で適用する。いずれも0.65未満の場合は付与しない。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び連結業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容にしたがって決定することとする。なお、株式報酬は、取締役会で決議した役員株式給付規程に定められた方法で取締役個人別のポイント数を決定し、結果を取締役会に報告することとする。

以上

# 事業報告

(2024年 1 月 1 日から  
2024年 12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しに加え、政府による各種政策効果もあり、景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、地政学的リスクやトランプ米大統領再選をはじめとした各国政策の不透明感等、不安定な国際情勢の下、原材料・エネルギー価格の高止まりや物価上昇等による影響を引き続き注視していく必要があります。先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く市場環境は、社会インフラの老朽化や自然災害の激甚化・頻発化に対応する国土強靱化対策等により公共投資は底堅く推移し、防災・インフラ事業においては良好な市場環境が継続することが予想されます。また、世界的な気候変動に対する関心が高まる中、カーボン・ニュートラルに貢献する再生可能エネルギー市場が急速に拡大しているほか、資源循環や生物多様性確保への動きも活発化するなど、環境・エネルギー事業分野での一層の市場機会の広がりも期待されます。

このような中での当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は799億3千8百万円(前期比119.6%)、売上高は740億8千5百万円(同112.9%)、営業利益は43億8千万円(同154.1%)となりました。経常利益は53億1千6百万円(同147.9%)、親会社株主に帰属する当期純利益は40億1千万円(同100.1%)となっております。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりです。

## 企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

| 事業の種類      | 2023年度<br>(第67期) |        | 2024年度<br>(第68期) (当期) |        | 増減額   | 前期比(%) |
|------------|------------------|--------|-----------------------|--------|-------|--------|
|            | 金額               | 構成比(%) | 金額                    | 構成比(%) |       |        |
| 防災・インフラ事業  | 24,985           | 38.1   | 26,894                | 36.3   | 1,908 | 107.6  |
| 環境・エネルギー事業 | 23,925           | 36.5   | 28,658                | 38.7   | 4,732 | 119.8  |
| 国際事業       | 16,690           | 25.4   | 18,532                | 25.0   | 1,841 | 111.0  |
| 合計         | 65,602           | 100.0  | 74,085                | 100.0  | 8,482 | 112.9  |

当連結会計年度より報告セグメントを従来の「インフラ・メンテナンス事業」「防災・減災事業」、「環境事業」、「資源・エネルギー事業」の4区分から、「防災・インフラ事業」、「環境・エネルギー事業」、「国際事業」の3区分に変更しております。

### a. 防災・インフラ事業

国土強靱化に向けた国内公共事業の安定推移に加え、能登半島地震による復旧支援業務や自然災害に備えた防災・減災関連事業が堅調に推移したことから、受注高は293億3百万円（前期比120.4%）、売上高は268億9千4百万円（同107.6%）と増収となりました。また、事業部再編による重複業務の解消、管理部門の効率化、営業体制や業務実施体制の効率化等による収益性改善も着実に進め、原価率改善も相俟って営業利益は10億6千9百万円（同204.6%）と増益となりました。

### b. 環境・エネルギー事業

洋上風力発電関連業務や地盤環境・資源循環関連業務等の安定推移により、受注高は314億4百万円（前期比119.3%）となりました。これらの受注案件を着実に進捗させたこと、国内グループ会社の環境アセスメント業務が順調に推移したこと、能登半島地震での災害廃棄物関連業務が進捗したこと、当期及び前期から新たに連結対象に加わった国内子会社も業績拡大に寄与し、売上高は286億5千8百万円（同119.8%）、営業利益は29億9百万円（同124.5%）と増収増益となりました。

### ｃ．国際事業

米国子会社の地震関連業務の案件成約が順調に進み、シンガポールでの公共事業案件成約によるシンガポール子会社の受注獲得等を背景に、受注高は192億3千万円（前期比118.8%）となりました。売上高は、米国子会社による地震関連案件の業務進捗等により185億3千2百万円（同111.0%）となり、これに伴い営業利益も4億2百万円（前期は2千6百万円の営業利益）と増収増益となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は17億1百万円であります。その主な内容は、建物の取得費、調査・分析機器等の取得費及びソフトウェア取得費であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2024年4月1日付けで、応用アール・エム・エス株式会社を吸収合併し、連結の範囲から除外いたしました。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年2月14日付けで、三洋テクノマリン株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 2021年度<br>(第65期) | 2022年度<br>(第66期) | 2023年度<br>(第67期) | 2024年度<br>(第68期)<br>(当期) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高               | 51,675           | 59,011           | 65,602           | 74,085                   |
| 経 常 利 益             | 4,179            | 2,969            | 3,595            | 5,316                    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | 2,866            | 1,808            | 4,006            | 4,010                    |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 112円92銭          | 73円08銭           | 167円19銭          | 170円39銭                  |
| 純 資 産               | 69,804           | 70,544           | 75,093           | 78,758                   |
| 総 資 産               | 85,661           | 89,364           | 100,666          | 106,837                  |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 2,756円63銭        | 2,898円95銭        | 3,103円80銭        | 3,336円66銭                |

(注) 第67期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第66期に係る数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況（2024年12月31日現在）

| 会 社 名                            | 資 本 金              | 当社の<br>議決権比率  | 主 な 事 業 内 容                                |
|----------------------------------|--------------------|---------------|--------------------------------------------|
| エヌエス環境株式会社                       | 百万円<br>396         | 100.0%        | 環境調査、環境分析・計測、環境アセスメント、アスベスト調査・分析・対策工事      |
| 株式会社ケー・シー・エス                     | 百万円<br>220         | 90.0%         | 地域公共交通、観光まちづくり支援、道路計画・事業評価、交通ビッグデータ解析      |
| 応用リソースマネジメント株式会社                 | 百万円<br>175         | 100.0%        | 事務機器等の販売・リース、不動産管理                         |
| 東北ボーリング株式会社                      | 百万円<br>46          | 100.0%        | さく井工事、井戸メンテナンス、水処理施設の設計施工、地質土質調査           |
| オーシャンエンジニアリング株式会社                | 百万円<br>50          | 100.0%        | 海底地形測量、海底面探査、地層探査、海底ケーブルルート調査、洋上風力関連調査     |
| 日本ジタン株式会社                        | 百万円<br>60          | 100.0%        | 磁気探査、海洋調査、測量、地質調査、環境調査                     |
| 三洋テクノマリン株式会社                     | 百万円<br>250         | 90.0%         | 測量、地質調査、環境調査、環境コンサルタント、建設コンサルタント、水産コンサルタント |
| OYO CORPORATION U.S.A.           | 千米ドル<br>57,480     | 100.0%        | 北米・欧州事業の統轄                                 |
| KINEMATRICS, INC.                | 千米ドル<br>1          | (注)<br>100.0% | 地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売                  |
| GEOMETRICS, INC.                 | 千米ドル<br>817        | (注)<br>100.0% | 地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売                |
| GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC. | 千米ドル<br>1          | (注)<br>100.0% | 地下レーダー装置の開発、製造、販売                          |
| ROBERTSON GEOLOGGING LTD.        | 千英ポンド<br>1,097     | (注)<br>99.2%  | 孔内検層システムの開発、製造、販売、検層サービス                   |
| FONG CONSULT PTE. LTD.           | 千シンガポールドル<br>1,500 | 51.0%         | コンサルタント事業（設計・設計審査・施工監理）                    |
| GEOSMART INTERNATIONAL PTE. LTD. | 千シンガポールドル<br>1,000 | 60.0%         | インフラモニタリング、地盤調査、地盤改良、岩盤掘削等                 |

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.を通して間接所有しております。

### ③ 重要な関連会社の状況（2024年12月31日現在）

| 会 社 名         | 資 本 金      | 当社の<br>議決権比率 | 主 な 事 業 内 容                         |
|---------------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 株式会社イー・アール・エス | 百万円<br>200 | 50.0%        | 自然災害リスク評価、建物評価、土壌環境<br>評価、エネルギー関連事業 |

### ④ 特定完全子会社の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、2024年から長期ビジョン『OYO サステナビリティ ビジョン 2030』及び中期経営計画『OYO 中期経営計画2026』に取り組んでいます。

### ① 長期ビジョン：『OYO サステナビリティ ビジョン 2030』

応用地質グループは、人と地球の課題を解決し、持続可能な社会を実現するために、これまで、培ってきた技術資産に新たな創造的技術を加え、安全・安心を技術で支えるサービスを展開してまいりました。これからも「サステナブル経営」を推進し、当社グループの多様な経営資源を最大限に活用することで、近年ますます多様化する地球規模の社会課題に対応してまいります。

そこでSDGs最終年の2030年における人と地球の未来に対する社会課題を抽出し、当社グループが取り組むべきことを明確にするために『OYO サステナビリティ ビジョン 2030』を策定し遂行しています。

ありたい姿を①100年企業に向けた持続的成長、②社会課題の解決に貢献する企業、③「働きやすさ」と「働きがい」を実現する企業として定め、その実現に向けてマテリアリティごとに当社グループが対応できる社会課題や貢献できることを整理し取り組んでいます。

### ② 中期経営計画：『OYO 中期経営計画2026』の位置付け

応用地質グループは、『OYO サステナビリティ ビジョン 2030』のアクションプランとして中期経営計画『OYO 中期経営計画2026』を位置付け、①セグメント戦略の推進、②バランスシートの最適化、③サステナブル経営の強化を3つの基本方針とし、社会・環境価値と事業収益性を向上させ、持続可能な社会実現への貢献を目指して取り組んでいます。

### ③ 『OYO 中期経営計画2026』基本方針等

#### A.セグメント戦略の推進

##### a. セグメントの再編

・市場特性に即した組織・セグメントの再編による事業の効率化と収益性向上

- (新セグメント：①防災・インフラ、②環境・エネルギー、③国際)
- ・グループシナジーの最大化と製品・サービスの見直しによる企画開発・販売力の強化
- b. 未来創造・成長投資
  - ・市場ニーズに即したイノベーション開発投資
- B. バランスシートの最適化
  - a. キャッシュアロケーション
    - ・ノンコア資産の売却、売上債権回転期間の短縮化推進、グループ内余剰資金の活用等による資本効率性の向上
  - b. 株主還元施策
    - ・営業キャッシュフローと余剰資金活用による株主還元施策の実施  
連結配当性向50%以上、且つDOE 2%以上を原則とした配当実施  
機動的な自己株式取得の継続
- C. サステナブル経営の強化
  - a. 人材戦略・働き方改革
    - ・セグメント戦略に沿った人材ポートフォリオの拡充
    - ・「働きやすさ」と「働きがい」の実現
  - b. 気候変動リスク対応
    - ・組織活動並びに事業活動による脱炭素（GHG排出量削減）の取り組み
  - c. ガバナンス・コンプライアンス
    - ・グループガバナンスの強化
    - ・株主とのエンゲージメントの強化
    - ・コンプライアンスの徹底
- D. 「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向けた対応
  - a. 2026年度目標：ROE 6%以上、営業利益率 8%以上とする。
    - ・セグメント戦略の推進を通じた事業収益性の向上
    - ・バランスシートの最適化を通じた資産/資本効率性の向上、資本構成の最適化
    - ・株主エンゲージメント強化やESG開示情報拡充を通じた資本コストの低減



(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

| 事業区分       | 主な事業内容                                                                                                                                                              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災・インフラ事業  | 自然災害の被害予測や防災計画の策定支援、国土強靱化に関するインフラ整備のための調査・設計、モニタリング計画の策定支援、自然災害リスクに関するモニタリングシステムの開発・機器開発と販売、機器の設置、地盤の調査・対策コンサルティング、既存インフラ施設のモニタリング、老朽化点検と維持管理システム構築、発災後の緊急点検、復旧対策支援 |
| 環境・エネルギー事業 | 生物多様性の保全に考慮した海洋を含む各種環境アセスメント・資源循環計画立案。災害廃棄物処理計画及び自治体支援、気候変動対策に考慮した脱炭素事業支援、洋上風力発電事業を含む再生可能エネルギー事業に関する物理探査及び地盤調査、自然環境に考慮した土壌・地下水汚染調査、アスベスト分析・除去工事等のサービス               |
| 国際事業       | インフラの長寿命化と強靱化を支えるための非破壊検査機器・地震観測システムの開発、機器の製造・販売、洋上風力発電事業に関する物理探査機器の開発・販売と地盤調査、地域のインフラを支える、地盤調査・設計・工事・施工管理サービス                                                      |

(6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

① 当社

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 本社         | 東京都千代田区                                |
| 情報システム事業部  | 東京都千代田区                                |
| 技術本部       | さいたま市                                  |
| エネルギー事業部   | さいたま市                                  |
| 防災・インフラ事業部 | さいたま市                                  |
| 防災・減災事業部   | さいたま市                                  |
| 計測システム事業部  | つくば市                                   |
| 地球環境事業部    | つくば市                                   |
| 事務所        | 札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、名古屋市、<br>大阪市、松山市、福岡市 |
| 営業所        | 横浜市ほか34カ所                              |

② 子会社

|    |                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | エヌエス環境株式会社（本社 東京都港区）ほか                                                 |
| 海外 | OYO CORPORATION U.S.A.（米国カリフォルニア州）、<br>KINEMATRICS, INC.（米国カリフォルニア州）ほか |

**(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）**

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分       | 使用人数   | 前期末比増減 |
|------------|--------|--------|
| 防災・インフラ事業  | 1,016名 | 9名減    |
| 環境・エネルギー事業 | 1,050名 | 201名増  |
| 国際事業       | 502名   | 13名減   |
| 全社（共通）     | 133名   | 17名増   |
| 合計         | 2,701名 | 196名増  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員です。  
2. 環境・エネルギー事業セグメントにおいて、前期末と比べ使用人数が201名増加している主な要因は、三洋テクノマリン株式会社を連結子会社としたことによるものです。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,265名 | 27名増   | 45.2歳 | 16.8年  |

(注) 使用人数は就業人員です。

**(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）**

| 借入先        | 借入残高     |
|------------|----------|
| 株式会社 みずほ銀行 | 2,800百万円 |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,860,000株
- ③ 株主数 8,124名
- ④ 大株主

| 株 主 名(注1)                                                                        | 持 株 数      | 持 株 比 率(注2) |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                          | 2,709,600株 | 11.3%       |
| 公益財団法人深田地質研究所                                                                    | 2,530,203株 | 10.6%       |
| THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.                                       | 2,070,400株 | 8.6%        |
| 須賀るり子                                                                            | 1,475,665株 | 6.1%        |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                               | 755,800株   | 3.1%        |
| 応用地質従業員持株会                                                                       | 744,613株   | 3.1%        |
| THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.<br>LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING<br>ACCOUNT | 651,100株   | 2.7%        |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                                                              | 517,520株   | 2.1%        |
| 日本生命保険相互会社                                                                       | 474,936株   | 1.9%        |
| MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC<br>CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT                | 431,275株   | 1.8%        |

- (注) 1. 当社は自己株式を1,025,492株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する517,520株は含まれていません。  
2. 持株比率は自己株式（1,025,492株）を控除して計算しています。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。  
・取締役交付した株式の区分別合計

|               | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 9,585株 | 1 名    |

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得した株式

普通株式 804,577株

取得価額の総額 2,001,375,298円

(注) 2024年2月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議しております。

取得する株式の種類 普通株式

取得する株式の総数 1,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.08%）

株式の取得価額の総額 2,000,000,000円（上限）

取得期間 2024年2月13日～2024年9月30日

取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

当該決議に基づき当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得しております。

取得した株式の種類 普通株式

取得した株式の総数 804,000株

株式の取得価額の総額 1,999,969,700円

取得期間 2024年2月13日～2024年7月29日

取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

b. 処分した株式

普通株式 149,000株

処分価額の総額 313,156,876円

(注) 1. 当社が導入している株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）制度に伴い、2024年12月に当社が保有する自己株式のうち149,000株を株式会社日本カストディ銀行へ処分しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から払い出された株式は151,124株です。

c. 消却手続きした株式

普通株式 804,373株

(注) 2024年11月11日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2024年11月25日付で自己株式804,373株を消却しております。

d. 当連結会計年度末において保有する株式  
普通株式 1,025,492株

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する517,520株は含まれておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

| 地 位         | 氏 名                      | 当 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                 |
|-------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長     | あま の ひろ ふみ<br>天 野 洋 文    | 社長執行役員                                              |
| 代表取締役副社長    | ひら しま ゆう いち<br>平 嶋 優 一   | 副社長執行役員                                             |
| 取 締 役 副 社 長 | い が ら し むね ひろ<br>五十嵐 崇 博 | 副社長執行役員                                             |
| 取 締 役       | お さき しょう じ<br>尾 崎 聖 治    | ハルナビバレッジ(株) 社外監査役<br>(株)横河ブリッジホールディングス 社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役       | みや もと たけ し<br>宮 本 武 史    | 一般社団法人情報サービス産業協会 副会長兼専務理事                           |
| 取 締 役       | いけ だ よう こ<br>池 田 陽 子     | 明大昭平・法律事務所 弁護士<br>公益財団法人鉄道弘済会 理事                    |
| 常 勤 監 査 役   | か がわ しん いち<br>香 川 眞 一    |                                                     |
| 監 査 役       | ない とう じゅん<br>内 藤 潤       | 長島・大野・常松法律事務所 シニア・カウンセラー<br>(株)ヤマタネ 社外取締役（監査等委員）    |
| 監 査 役       | おり はら たか お<br>折 原 隆 夫    | 日本瓦斯(株) 社外監査役                                       |

- (注) 1. 2024年3月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、成田賢氏は代表取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 取締役尾崎聖治氏、宮本武史氏及び池田陽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役内藤潤氏及び折原隆夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 当社は、尾崎聖治氏、宮本武史氏、池田陽子氏、内藤潤氏及び折原隆夫氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しています。
- 常勤監査役香川眞一氏は、当社及び国内子会社の経理・管理部門の業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況  
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要（2024年12月31日現在）

当社は、2016年3月25日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員等並びに会社法に基づく子会社役員、執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 役員の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。その内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当



社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高営業利益率、連結ROE、連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、役員株式給付信託制度（BBT）に基づき、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式報酬としております。各事業年度の連結売上高、連結売上高営業利益率、連結ROEの目標値及び中期経営計画数値目標に対する達成度合いに応じて算出されたポイント数（1 ポイント＝応用地質株1株）に応じて、取締役退任時に株式を給付することとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

## 二．取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会（ホの委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を参考として、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

## ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員天野洋文がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び連結業績を踏まえた賞与の評価配分としております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員天野洋文によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員天野洋文は、当該答申の内容にしたがって決定することとしております。なお、株式報酬は、取締役会で決議した役員株式給付規程に定められた方法で取締役個人別のポイント数を決定し、結果を取締役に報告

することとしております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた審議を行い、妥当であるとの答申を行っております。取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 役員報酬制度の概要

(取締役)

取締役の報酬は、上記決定方針に基づき、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議及び答申を経て、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定しております。指名・報酬委員会の委員は代表取締役社長と社外取締役3名で構成されており、委員長は社外取締役としております。委員以外にオブザーバーとして社外監査役2名が参加しております。指名・報酬委員会は当事業年度において、2回開催しております。

取締役は、各事業年度における業績向上並びに、長期的な企業価値の増大に向けての職責を負うことから、その報酬は役割に応じた固定報酬としての基本報酬と、短期の業績連動報酬としての賞与及び中長期の業績連動報酬としての株式報酬としております。

なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成されております。

また、役員退職慰労金制度は、2006年の株主総会で廃止しておりますが、株主総会の決議に基づき、制度廃止までの在任期間に応じた打切り支給を退任時に行っております。

<基本報酬>

基本報酬は取締役の役付、代表権の有無、執行役員の兼務に応じて報酬格差を設けて決定しております。

<賞与>

賞与は短期の業績を評価する観点から下記イ～二の指標について、業績の達成水準に応じて支給ランクを算出しております。

イ. 連結営業利益

ロ. 連結売上高営業利益率

ハ. 連結ROE（自己資本利益率）

二. 親会社株主に帰属する当期純利益

| 評価項目            | ランク 1  | ランク 2    | ランク 3  | ランク 4  | ランク 5   | ランク外   |
|-----------------|--------|----------|--------|--------|---------|--------|
| 連結営業利益          | 利益計上   |          |        |        |         | 損失計上※2 |
| 連結売上高営業利益率      | 5 %未満  | 5 %以上    | 6 %以上  | 7 %以上  | 8 %以上   |        |
| 連結ROE（自己資本利益率）  | 3 %未満  | 3 %以上    | 4 %以上  | 5 %以上  | 6 %以上   |        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 利益計上   | 業績予想達成※1 |        |        |         |        |
| その他             | －      | －        | －      | －      | 特別な事情※3 |        |
| 賞与額（月額給）        | 1.0ヶ月分 | 1.5ヶ月分   | 2.0ヶ月分 | 2.5ヶ月分 | 3.0ヶ月以上 | 支給しない  |

評価項目によりランクが分かれた場合は、低い方のランクを適用する

※1 東京証券取引所に公表している期初の連結業績予想

※2 個別及び連結にかかわらず損失を計上した場合には、賞与は支給しない。

※3 中期経営計画目標の前倒し達成など特筆すべき事項

上記指標のうち、親会社株主に帰属する当期純利益については、2024年2月9日に公表した2024年12月期連結業績予想数値、親会社株主に帰属する当期純利益2,600百万円を目標値としております。

一方実績は、連結営業利益4,380百万円、連結売上高営業利益率5.9%、連結ROE（自己資本利益率）5.3%、親会社株主に帰属する当期純利益4,010百万円となりました。

#### <株式報酬>

これに加え当社は、社外取締役を除く取締役について、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議しており、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会、並びに2021年3月26日開催の第64回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、制度を継続することを決議しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入されたものであります。

当社は、本制度に基づく取締役への交付を行うために合理的に必要なと認められる数の株式の取得資金として、2014年の制度導入時に10百万円を上限として金銭を拠出し、受益

者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定いたしました。また、2018年の制度の継続、一部改定において、80百万円を上限とする金銭の追加拠出を決議しております。2021年の制度の継続、一部改定においては、対象期間に本信託に追加拠出することができる金額の上限を、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額としております。このため、2024年から2026年までの中期経営計画の対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、信託設定後当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得することとし、新株の発行は行いません。取得する株式数の上限は、2014年の本制度導入時は5,000株といたしました。また、2018年の制度の継続、一部改定において、追加取得する株式の上限を40,000株といたしました。2026年までの中期経営計画の対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、20,000株としております。また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限としています。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。現時点において、本株式報酬制度の対象となる取締役は3名です。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととしています。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことにしております。なお、本信託は2014年6月2日に信託契約を締結し、同日から信託を開始しており、本制度が継続する限り信託は継続します。

単年度の株式報酬は、下記により算定しており、1ポイントあたり1株として算出いたします。

$$[\text{株式の支給ポイント}] = [\text{各業務執行取締役の役位別基本ポイント}] \times [\text{業績係数}]$$

[役位別基本ポイント]

代表取締役社長：3,000、代表取締役副社長：2,500、取締役副社長：2,300、  
取締役：2,000

[業績係数]

業績係数は、下記イ～ハの指標について予算の達成率に応じて算出し、0.00もしくは0.65～1.20の範囲内で適用いたします。ただし、2027年に付与するポイントについては、連結売上高、連結売上高営業利益率、連結ROEについて、中期経営計画の数値目標の達成水準に応じた加算を行うため、0.00もしくは0.65～1.35の範囲内で適用いたします。

イ．連結売上高

ロ. 連結売上高営業利益率

ハ. 連結ROE（自己資本利益率）

株式の付与ポイントについてまとめると以下のとおりとなります。

| 役位       | 基本<br>ポイント | 業績係数                                | 株式の付与ポイント                         |
|----------|------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長  | 3,000      | 0.00、0.65～1.20<br>(0.00、0.65～1.35※) | 0、1,950～3,600<br>(0、1,950～4,050※) |
| 代表取締役副社長 | 2,500      |                                     | 0、1,625～3,000<br>(0、1,625～3,375※) |
| 取締役副社長   | 2,300      |                                     | 0、1,495～2,760<br>(0、1,495～3,105※) |
| 取締役      | 2,000      |                                     | 0、1,300～2,400<br>(0、1,300～2,700※) |

2024年12月期の業績に基づき2025年3月に付与するポイントに適用される業績係数は1.19であります。

※2027年の付与時に適用される業績係数と株式の支給ポイント

（監査役）

監査役の報酬は、執行部門に対する監査の職責を負うことから定額報酬を基本としており、監査役の協議により決定しております。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬総額は、2007年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は9名であります。

また、上記とは別枠で、株式給付信託（BBT）制度に基づき、2021年3月26日開催の第64回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、制度を継続することを決議しております。改定の内容は、対象期間に本信託に追加拠出することができる金額の上限を、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額としております。このため、2024年から2026年までの中期経営計画の対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。また、付与するポイントの上限を年間合計20,000ポイントとしております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役（社外取締役を除く。）は6名であります。

監査役の報酬総額は、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた監査役は4名であります。

e. 当連結会計年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる役員の<br>員数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|--------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 165<br>(29)     | 140<br>(29)      | 12<br>(-)   | 12<br>(-)  | 7<br>(3)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 31<br>(14)      | 31<br>(14)       | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(2)           |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 196<br>(43)     | 171<br>(43)      | 12<br>(-)   | 12<br>(-)  | 10<br>(5)          |

- (注) 1. 上記には、2024年3月26日開催の第67回定時株主総会終結のときをもって退任した、取締役1名を含んでおります。
2. 取締役には、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、a.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、c.役員報酬制度の概要に記載のとおりであります。

⑥ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役宮本武史氏は、一般社団法人情報サービス産業協会の副会長兼専務理事であります。当社は、一般社団法人情報サービス産業協会とは特別の利害関係はありません。
  - ・取締役池田陽子氏は、明大昭平・法律事務所の弁護士及び公益財団法人鉄道弘済会の理事であります。当社は、明大昭平・法律事務所及び公益財団法人鉄道弘済会とは特別の利害関係はありません。
- b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役尾崎聖治氏は、ハルナビバレッジ(株)の社外監査役及び(株)横河ブリッジホールディングスの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、ハルナビバレッジ(株)及び(株)横河ブリッジホールディングスとは特別の利害関係はありません。
  - ・監査役内藤潤氏は、長島・大野・常松法律事務所のシニア・カウンセル、(株)ヤマタネの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、長島・大野・常松法律事務所、(株)ヤマタネとは特別の利害関係はありません。
  - ・監査役折原隆夫氏は、日本瓦斯(株)の社外監査役であります。当社は、日本瓦斯(株)とは特別の利害関係はありません。



c. 主な活動状況

- ・当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。
- ・取締役尾崎聖治氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの幅広い分野の会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・取締役宮本武史氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの行政並びに経営に関する経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・取締役池田陽子氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまで法曹界並びに行政機関における経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・尾崎聖治氏、宮本武史氏及び池田陽子氏は、経営トップ、監査役及び会計監査人との定期的な意見交換を実施しております。
- ・監査役内藤潤氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・監査役折原隆夫氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・当事業年度に開催された監査役会14回について、監査役内藤潤氏は14回出席しており、監査役折原隆夫氏は14回出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップ、会計監査人との定期的な意見交換、社外取締役との定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べております。

d. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役尾崎聖治氏は、当社とは異なる業種の経営経験を豊富に有しております。このような専門的見地にに基づき、取締役会において経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員長として取締役等の指名、報酬について審議し、意見を述べております。
- ・取締役宮本武史氏は、行政において要職を歴任された経験、各種団体の理事等の豊富な経験を有しております。このような専門的見地にに基づき、取締役会において経営全

般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名、報酬について審議し、意見を述べております。

- ・取締役池田陽子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験、政府・自治体における各種委員会委員の経験を有しております。このような専門的見地に基づき、取締役会において経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名、報酬について審議し、意見を述べております。

e. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係について  
該当事項はありません。

f. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

g. 社外役員の意見  
該当事項はありません。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 85百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 87百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬3百万円が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

### ① 基本方針

当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。

### ② 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向50%以上、且つ株主資本配当率（DOE）2%以上を原則として、安定的な配当を行うことを基本方針とします。また、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。

### ③ 資本効率

当社は、『OYO 中期経営計画2026』において、2026年12月期の自己資本当期純利益率（ROE）6%以上の達成を目指しております。さらに、『OYO サステナビリティ ビジョン 2030』においては、2030年12月期でROE8%以上の達成を目指しております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。2020年2月13日開催の取締役会において内部統制基本方針を一部改正しており、その内容は以下のとおりです。

### ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質グループ企業行動規範・企業行動基準に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
- b. 上記企業行動規範・企業行動基準の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
- c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。
- d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。

- e. 当社内部監査担当部署は、当社及び関係会社の内部監査を定期的に実施する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
  - a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等；以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。
  - b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
  - c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
  - a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
  - b. リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。
  - c. 事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
  - a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
  - b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
  - c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。
- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
  - a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
  - b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的に実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
  - c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
  - d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
  - a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
  - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。

- c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
- d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性和独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。
- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
  - a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反又は著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
  - b. 応用地質グループ各社の取締役又はコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
  - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
  - a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べるができる。
  - b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
  - c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
  - a. 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
  - b. 上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

また、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について  
応用地質グループでは、応用地質グループ企業行動規範・企業行動基準及びコンプライアンスハンドブックを当社グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス

教育を行い、企業行動規範・企業行動基準遵守の徹底を図っております。また、当社内部監査担当部署が定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について

当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について

当社は、リスク管理規程に基づき、毎年度、当社グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「ＯＹＯを取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。また、これを元に、事業所毎に「リスク予防年間計画」を策定のうえリスク予防活動を実施し、年度末にその実効性評価を行っております。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について

当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について

当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。

また、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について

当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性和独立性を十分に認識するよう徹底しております。

- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者

が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について

監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的を実施しております。また、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項について

当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。

⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について

応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎期、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役会に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。



# 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>76,466</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>17,428</b>  |
| 現金及び預金          | 18,756         | 支払手形及び買掛金          | 999            |
| 受取手形及び売掛金       | 2,438          | 業務未払金              | 3,230          |
| 完成業務未収入金及び契約資産  | 40,689         | 短期借入金              | 739            |
| リース債権及びリース投資資産  | 4,462          | 1年内返済予定の長期借入金      | 935            |
| 商品及び製品          | 1,877          | リース債務              | 1,945          |
| 仕掛品             | 1,768          | 製品保証引当金            | 150            |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,952          | 未払法人税等             | 787            |
| その他の            | 1,603          | 未成業務受入金            | 494            |
| 貸倒引当金           | △82            | 賞与引当金              | 180            |
| <b>固定資産</b>     | <b>30,370</b>  | その他の               | 7,965          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,350</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>10,650</b>  |
| 建物及び構築物         | 5,246          | リース債務              | 3,863          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,240          | 退職給付に係る負債          | 2,010          |
| 工具、器具及び備品       | 265            | 長期借入金              | 2,449          |
| 土地              | 6,922          | 株式給付引当金            | 336            |
| リース資産           | 1,426          | 繰延税金負債             | 1,271          |
| 建設仮勘定           | 248            | 再評価に係る繰延税金負債       | 227            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,553</b>   | その他の               | 491            |
| ソフトウェア          | 773            | <b>負債合計</b>        | <b>28,078</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 22             | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| のれん             | 1,552          | <b>株主資本</b>        | <b>71,723</b>  |
| その他の            | 204            | 資本金                | 16,174         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,466</b>  | 資本剰余金              | 10,546         |
| 退職給付に係る資産       | 2,559          | 利益剰余金              | 48,020         |
| 投資有価証券          | 5,451          | 自己株式               | △3,018         |
| 長期貸付金           | 31             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,077</b>   |
| 繰延税金資産          | 1,472          | その他有価証券評価差額金       | 1,851          |
| 投資不動産           | 264            | 土地再評価差額金           | △3,021         |
| その他の            | 2,019          | 為替換算調整勘定           | 6,722          |
| 貸倒引当金           | △331           | 退職給付に係る調整累計額       | 524            |
| <b>資産合計</b>     | <b>106,837</b> | <b>非支配株主持分</b>     | <b>957</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>78,758</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>106,837</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年 1 月 1 日から  
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 74,085 |
| 売上原価            |       | 51,105 |
| 売上総利益           |       | 22,979 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 18,599 |
| 営業利益            |       | 4,380  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 329   |        |
| 受取配当金           | 134   |        |
| 受取保険金及び保険配当金    | 103   |        |
| 持分法による投資利益      | 120   |        |
| 為替差益            | 19    |        |
| 不動産賃貸料          | 45    |        |
| 貸倒引当金戻入額        | 61    |        |
| その他の            | 247   | 1,062  |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 78    |        |
| 貸倒引当金繰入額        | 2     |        |
| 不動産賃貸原価         | 14    |        |
| 固定資産除却          | 16    |        |
| その他の            | 13    | 125    |
| 経常利益            |       | 5,316  |
| 特別利益            |       |        |
| 投資有価証券売却益       | 78    |        |
| 助成金収入           | 8     |        |
| 固定資産売却益         | 0     |        |
| 段階取得に係る差益       | 119   | 207    |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産売却損         | 6     | 6      |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 5,518  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,480 |        |
| 法人税等調整額         | △74   | 1,405  |
| 当期純利益           |       | 4,112  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 102    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,010  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)  
(2024年 12月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |        |        |        |
|-------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 2024 年 1 月 1 日 残 高            | 16,174  | 12,186 | 45,514 | △2,860 | 71,014 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |        |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   | －       | －      | △1,501 | －      | △1,501 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               | －       | －      | 4,010  | －      | 4,010  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －       | －      | －      | △2,365 | △2,365 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 | －       | 50     | －      | 517    | 567    |
| 自 己 株 式 の 消 却                 | －       | △1,690 | －      | 1,690  | －      |
| 土地再評価差額金の取崩                   | －       | －      | △2     | －      | △2     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | －       | －      | －      | －      | －      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | △1,639 | 2,506  | △157   | 708    |
| 2024 年 12 月 31 日 残 高          | 16,174  | 10,546 | 48,020 | △3,018 | 71,723 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                |                    |                  |                           | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|--------------------|------------------|---------------------------|--------------|--------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金      | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包括利益累計額<br>合 計 |              |        |
| 2024 年 1 月 1 日 残 高            | 1,574                 | △3,024         | 4,525              | 308              | 3,384                     | 694          | 75,093 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                |                    |                  |                           |              |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | △1,501 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | 4,010  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | △2,365 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | 567    |
| 自 己 株 式 の 消 却                 | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | －      |
| 土地再評価差額金の取崩                   | －                     | －              | －                  | －                | －                         | －            | △2     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 277                   | 2              | 2,196              | 216              | 2,692                     | 263          | 2,956  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 277                   | 2              | 2,196              | 216              | 2,692                     | 263          | 3,664  |
| 2024 年 12 月 31 日 残 高          | 1,851                 | △3,021         | 6,722              | 524              | 6,077                     | 957          | 78,758 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 連結子会社の状況        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 連結子会社の数 .....     | 26社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 主要な連結子会社の名称 ..... | OYO CORPORATION U.S.A.<br>KINEMATRICS, INC.<br>GEOMETRICS, INC.<br>GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.<br>ROBERTSON GEOLOGGING LTD.<br>FONG CONSULT PTE. LTD.<br>FC INSPECTION PTE. LTD.<br>GEOSMART INTERNATIONAL PTE.LTD.<br>エヌエス環境株式会社<br>応用リソースマネジメント株式会社<br>東北ボーリング株式会社<br>オーシャンエンジニアリング株式会社<br>宏栄コンサルタント株式会社<br>応用地震計測株式会社<br>応用計測サービス株式会社<br>南九地質株式会社<br>株式会社ケー・シー・エス<br>日本ジタン株式会社<br>三洋テクノマリン株式会社 |

当連結会計年度において、株式取得により三洋テクノマリン株式会社を連結の範囲に含めております。また、連結子会社でありました応用アール・エム・エス株式会社は、2024年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

|                    |                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 非連結子会社の状況        |                                                                                             |
| 主要な非連結子会社の名称 ..... | 株式会社安部ボーリング<br>三洋測量調査コンサルタント株式会社                                                            |
| 連結の範囲から除いた理由 ..... | 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 …………… 4 社

主要な会社等の名称 …………… IRIS INSTRUMENTS SAS  
株式会社イー・アール・エス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称 …………… 株式会社安部ボーリング

三洋測量調査コンサルタント株式会社

持分法を適用しない理由 …………… 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社である日本ジタン株式会社は決算日が3月31日、三洋テクノマリン株式会社は6月30日でしたが、いずれも12月31日に変更しております。この決算日変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

市場価格のない……………

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

株式等以外のもの

市場価格のない……………

移動平均法による原価法

株式等

###### ロ. デリバティブ……………

時価法

###### ハ. 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品…

当社では総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しており、連結子会社のうち主たる会社においては先入先出法による低価法で評価しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース

資産を除く）及び投資

不動産……………

当社及び国内の連結子会社の建物（建物附属設備は除く）については定額法によっておりますが、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外の連結子会社では定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

###### ロ. 無形固定資産（リース

資産を除く）……………

定額法

自社利用分のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。

###### ハ. リース資産……………

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金 ……………

債権の貸倒の損失に備えるため、当社及び国内の連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。また、在外の連結子会社については個別の債権の回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金 ……………

当社及び連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ハ. 受注損失引当金 ……………

当社及び国内の連結子会社において、受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

#### ニ. 製品保証引当金 ……………

当社及び海外の一部の連結子会社において、製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補償費見込額を計上しております。

#### ホ. 株式給付引当金 ……………

役員株式給付規程・株式給付規程に基づく当社グループの役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

#### イ. 退職給付見込額の

##### 帰属方法 ……………

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

□. 数理計算上の差異及び

過去勤務費用の費用

処理方法 .....

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用第30号2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

イ. 調査業務契約に係る収益認識

調査業務契約においては、機械ボーリングや道路施設（トンネル等）点検、法面観測、地すべり対策設計、水質・土壌・悪臭分析、洋上風力発電設置に伴う海上ボーリングといった海洋調査等、データの収集、解析、設計、コンサルティング等を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

調査業務契約は、進捗部分について成果の確実性が認められ、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を適用しております。

ロ. 物品販売（主に計測機器販売）に係る収益認識

物品販売においては、地震観測・監視装置や非破壊検査装置等の物理探査装置、左記機器を使用したモニタリングシステムの製造、販売及び保守サービス等を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

物品販売のうち、国内販売は引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。また、海外販売は、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。

#### ハ. ライセンス販売に係る収益認識

ライセンス販売においては土地情報システムや運行管理システム、各種解析ソフト等のライセンスの販売やシステムの受託販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

ライセンスの販売は、クラウドサービス等のライセンスの性質がアクセス権である場合には一定の期間にわたり収益を認識し、ソフトウェアの納入等ライセンスの性質が使用权である場合には、引渡時に収益を認識しております。

#### ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 ……………

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ……

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 買掛金

ハ. ヘッジ方針 ……………

為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法 ……

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

#### ⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間～10年間の均等償却を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(応用地質株式会社における調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 22,119百万円

(注) 上記の金額は、調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる調査業務契約のうち、当連結会計年度末時点で完全な履行義務を充足していない調査業務契約を対象として記載しております。

### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

調査業務契約に係る売上高は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。なお、進捗度を見積もることのできない調査業務契約については、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

#### ②当連結会計年度の連結計算書類の金額の算出に用いた主要な仮定

調査業務の原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出しておりますが、調査業務に対する専門的な知識と経験に基づく判断を伴うため、調査業務の原価総額の見積りが主要な仮定であります。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

調査業務は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われます。工期を通じて顧客との合意に基づき当初の契約から調査業務の契約内容が変更される場合や、着工後に判明する事実により、見積り工数の変更及び外注費等の変動が生じる場合があります、その場合には調査業務の原価総額の見積りが変動することに伴い、履行義務の充足に係る進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

#### ①担保に供している資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 建物及び構築物      | 194百万円   |
| 土地           | 1,130百万円 |
| 投資その他の資産のその他 | 699百万円   |
| 計            | 2,024百万円 |

在米連結子会社の信用状の与信枠（2,530百万円）に対して、米国の動産担保法制により、在米連結子会社の制限付預金607百万円を担保に供しております。また、在米連結子会社の連結子会社の米国外の信用状の発行に対して、在米連結子会社の制限付預金92百万円を担保に供しております。

#### ②担保に係る負債

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 短期借入金             | 150百万円 |
| 長期借入金（1年内期限到来分含む） | 531百万円 |
| 計                 | 681百万円 |

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                   | 21,835百万円 |
| (3) 有形固定資産の減損損失累計額                   | 39百万円     |
| (4) 投資不動産の減価償却累計額                    | 269百万円    |
| (5) 土地の再評価について                       |           |
| 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の簿価との差額 | △318百万円   |
| このうち賃貸等不動産に係る差額                      | △57百万円    |
| (6) 有形固定資産の圧縮記帳額                     | 309百万円    |



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 25,664,373株   | 0株           | 804,373株     | 24,860,000株  |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 1,693,932株    | 953,577株     | 1,104,497株   | 1,543,012株   |

(注) 1. 自己株式の普通株式当連結会計年度期首の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自己株式519,644株を含めております。

2. 自己株式の普通株式当連結会計年度末の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自己株式517,520株を含めております。

##### 3. 変動事由

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 804,000株

株式会社日本カストディ銀行（信託E□）による取得による増加 149,000株

単元未満株式の取得による増加 577株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 804,373株

株式会社日本カストディ銀行（信託E□）への拠出による減少 149,000株

株式会社日本カストディ銀行（信託E□）からの払出による減少 151,124株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金の支払額等

イ. 2024年3月26日開催第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 808百万円

1株当たり配当金額 33.00円

基準日 2023年12月31日

効力発生日 2024年3月27日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

□. 2024年8月9日開催取締役会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| 配当金の総額    | 693百万円     |
| 1株当たり配当金額 | 29.00円     |
| 基準日       | 2024年6月30日 |
| 効力発生日     | 2024年9月17日 |

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年3月26日開催第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 配当金の総額    | 1,358百万円    |
| 配当の原資     | 利益剰余金       |
| 1株当たり配当金額 | 57.00円      |
| 基準日       | 2024年12月31日 |
| 効力発生日     | 2025年3月27日  |

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する自社の株式に対する配当金29百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資に必要な資金や短期的な運転資金は、原則として自己資金により賄っており、余剰資金については安全性の高い金融商品に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は、主に将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（通貨スワップ及び為替予約）を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に格付の高い債券や投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、業務未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（通貨スワップ及び為替予約）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、為替の変動によるリスク回避を目的とした、通貨スワップ取引及び為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理する体制をとっております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、有価証券運用規程に従い、安全性の高い金融商品に限定して運用しているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務の一部について、通貨スワップ及び為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、市況及び有価証券の時価等を定期的に把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                         | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------|---------------------|----------|----------|
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 4,042               | 4,042    | -        |
| 資産計                     | 4,042               | 4,042    | -        |
| 長期借入金<br>(1年内期限到来分含む)   | 3,385               | 3,452    | 67       |
| 負債計                     | 3,385               | 3,452    | 67       |

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、完成業務未収入金及び契約資産

現金は記載を省略しており、預金、受取手形、売掛金、完成業務未収入金、契約資産は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

2. 支払手形及び買掛金、業務未払金、未払法人税等

支払手形、買掛金、業務未払金、未払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

3. 市場価格がない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額221百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額1,187百万円））は、「資産 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価（百万円） |      |      |       |
|--------------|---------|------|------|-------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |       |
| その他有価証券      |         |      |      |       |
| 株式           | 3,905   | -    | -    | 3,905 |
| その他          | -       | 137  | -    | 137   |
| 資産計          | 3,905   | 137  | -    | 4,042 |

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                      | 時価（百万円） |       |      |       |
|-------------------------|---------|-------|------|-------|
|                         | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | －       | 3,452 | －    | 3,452 |
| 負債計                     | －       | 3,452 | －    | 3,452 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。株式以外のその他有価証券については、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

|          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 被取得企業の名称 | 三洋テクノマリン株式会社                                            |
| 事業の内容    | 環境総合コンサルタント（測量、地質調査、環境調査、環境コンサルタント、建設コンサルタント、水産コンサルタント） |

(2) 企業結合を行った主な理由

三洋テクノマリン株式会社は、民間初の水路測量専門会社として設立され、以降水路測量から海域の測量調査、火力・原子力発電所建設に伴う海域環境調査、海底ケーブル設置に伴う海底地形・地質調査、港湾等の沿岸域の開発に伴う海洋調査等へと海の総合コンサルタントとして事業を拡充してきました。三洋テクノマリン株式会社が当社グループに加わることで、洋上風力発電市場におけるグループの市場優位性をさらに高めていくことが可能となるほか、先般株式を取得した日本ジタン株式会社の事業と合わせ、港湾インフラから水産振興、沿岸観光、海洋生物・非生物資源分野まで、海洋調査に関わるほぼ全ての市場領域をカバーすることができ、グループ事業の拡充やグループ内連携による新サービスの開発など、多方面でのシナジー発揮が期待されるためであります。

(3) 企業結合日

2024年2月14日（みなし取得日 2024年1月1日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 企業結合直前に所有していた議決権比率 | 9.55%  |
| 現金対価により取得した議決権比率   | 80.45% |
| 取得後の議決権比率          | 90.00% |

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年1月1日から2024年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

企業結合の直前に保有していた株式の企業結合日における時価 195百万円

追加取得した普通株式の取得の対価(現金) 1,649百万円

---

取得原価 1,845百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 12百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 119百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

159百万円

(2) 発生原因

主として今後の期待される超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(共通支配下の取引等)

#### 連結子会社の吸収合併

当社は2023年9月8日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で当社の完全子会社である応用アール・エム・エス株式会社を吸収合併いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

企業の名称 応用アール・エム・エス株式会社

事業の内容 地震・台風などの自然災害リスク分析サービス、  
企業のリスクマネジメントに関するアドバイザリーサービス

##### (2) 企業結合日

2024年4月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、応用アール・エム・エス株式会社は解散いたしました。

##### (4) 結合後企業の名称

応用地質株式会社

##### (5) その他取引の概要に関する事項

応用アール・エム・エス株式会社を吸収合併することにより、経営の一体化、自然災害リスク分析や企業リスクマネジメントに関する事業を集約し、技術開発を進め、競争力向上を図ることを目的としております。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。



## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸用共同住宅（土地を含む。）等を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） |
|-----------------|---------|
| 451             | 484     |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「防災・インフラ事業」、「環境・エネルギー事業」、「国際事業」の3つを報告セグメントとしております。

当社グループの売上収益は、日本国内への売上収益については顧客区分ごとに「国・官公庁」、「地方公共団体」、「民間その他」とし、日本国外への売上収益については「海外」として、4つの区分に分解し、認識します。

日本国内の顧客区分別及び海外に分解された財又はサービスの収益と当社グループの3つの報告セグメントとの関連は次のとおりです。

(単位：百万円)

| 顧客との契約から生じた収益 | 72,554 |
|---------------|--------|
| その他の源泉から生じた収益 | 1,531  |
| 合計            | 74,085 |

(単位：百万円)

|    |        | 防災・インフラ事業 | 環境・エネルギー事業 | 国際事業   | 内部消去 | 合計     |
|----|--------|-----------|------------|--------|------|--------|
| 日本 | 国・官公庁  | 9,265     | 6,698      | -      | -    | 15,963 |
|    | 地方公共団体 | 7,400     | 4,813      | -      | -    | 12,214 |
|    | 民間その他  | 8,616     | 17,176     | 923    | △609 | 26,106 |
| 海外 |        | 341       | 14         | 17,943 | △30  | 18,269 |
| 合計 |        | 25,623    | 28,704     | 18,866 | △640 | 72,554 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」、「完成業務未収入金及び契約資産」に、契約資産は「完成業務未収入金及び契約資産」に、契約負債は「未成業務受入金」及び「その他」に含めております。

(単位：百万円)

|      | 2024年12月31日 |        |
|------|-------------|--------|
|      | 期首残高        | 期末残高   |
| 売上債権 | 7,729       | 6,818  |
| 契約資産 | 29,115      | 36,308 |
| 契約負債 | 728         | 1,032  |

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は656百万円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

②残存する履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

(単位：百万円)

|         | 1年以内   | 1年超    | 合計     |
|---------|--------|--------|--------|
| 当連結会計年度 | 23,898 | 11,272 | 35,171 |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,336円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 170円39銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (自己株式の取得)

当社は、2025年2月12日開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、自己株式を取得することを決議いたしました。

#### (1) 自己株式を取得する理由

資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため

#### (2) 取得する株式の種類

当社普通株式

#### (3) 取得する株式の総数

600,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.52％）

#### (4) 株式の取得価額の総額

1,500百万円（上限）

#### (5) 取得期間

2025年2月13日～2025年9月30日

#### (6) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>36,471</b> | <b>流動負債</b>     | <b>9,098</b>  |
| 現金及び預金          | 1,900         | 業務未払金           | 2,222         |
| 受取手形            | 19            | 買掛金             | 34            |
| 完成業務未収入金及び契約資産  | 32,463        | 未払金             | 4,274         |
| 売掛金             | 323           | 1年内返済予定の長期借入金   | 700           |
| 商品及び製品          | 535           | 未払法人税等          | 448           |
| 仕掛品             | 237           | 未払費用            | 409           |
| 原材料及び貯蔵品        | 319           | 未成業務受入金         | 380           |
| 前払費用            | 258           | 預り金             | 401           |
| その他             | 412           | 賞与引当金           | 134           |
| <b>固定資産</b>     | <b>32,630</b> | 製品保証引当金         | 16            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,641</b>  | その他の            | 76            |
| 建物              | 2,757         | <b>固定負債</b>     | <b>5,501</b>  |
| 構築物             | 79            | 退職給付引当金         | 1,943         |
| 機械及び装置          | 772           | 株式給付引当金         | 336           |
| 車両運搬具           | 0             | 長期借入金           | 2,100         |
| 工具、器具及び備品       | 61            | 繰延税金負債          | 632           |
| 土地              | 3,789         | 再評価に係る繰延税金負債    | 227           |
| リース資産           | 179           | その他の            | 262           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>458</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>14,599</b> |
| ソフトウェア          | 435           | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| ソフトウェア仮勘定       | 13            | <b>株主資本</b>     | <b>55,681</b> |
| その他             | 8             | <b>資本金</b>      | <b>16,174</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>24,530</b> | <b>資本剰余金</b>    | <b>10,016</b> |
| 投資有価証券          | 4,218         | 資本準備金           | 4,043         |
| 関係会社株式          | 17,546        | その他資本剰余金        | 5,972         |
| 長期貸付金           | 168           | <b>利益剰余金</b>    | <b>32,509</b> |
| その他             | 2,806         | 利益準備金           | 488           |
| 貸倒引当金           | △210          | その他利益剰余金        | 32,020        |
| <b>資産合計</b>     | <b>69,102</b> | 別途積立金           | 23,307        |
|                 |               | 繰越利益剰余金         | 8,713         |
|                 |               | <b>自己株式</b>     | <b>△3,018</b> |
|                 |               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,179</b> |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 1,841         |
|                 |               | 土地再評価差額金        | △3,021        |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>54,502</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>69,102</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

( 2024年 1 月 1 日から  
2024年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 38,380 |
| 売上原価         |       | 28,341 |
| 売上総利益        |       | 10,039 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 8,412  |
| 営業利益         |       | 1,626  |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息及び配当金    | 3,165 |        |
| 受取保険金及び保険配当金 | 88    |        |
| 不動産賃貸料       | 66    |        |
| その他の         | 69    |        |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 27    |        |
| 不動産賃貸原価      | 24    |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 2     |        |
| 自己株式取得手数料    | 5     |        |
| 固定資産除却損      | 11    |        |
| その他の         | 5     |        |
| 経常利益         |       | 77     |
| 特別利益         |       | 4,939  |
| 抱合せ株式消滅差益    | 35    |        |
| 投資有価証券売却益    | 78    |        |
| 固定資産売却益      | 0     |        |
| 特別損失         |       | 114    |
| 固定資産売却損      | 6     |        |
| 税引前当期純利益     |       | 6      |
| 法人税、住民税及び事業税 | 550   |        |
| 法人税等調整額      | 20    |        |
| 当期純利益        |       | 5,048  |
|              |       | 571    |
|              |       | 4,477  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から  
2024年 12月31日まで)

(単位：百万円)

|                                                | 株主資本   |       |          |         |       |            |               |         |
|------------------------------------------------|--------|-------|----------|---------|-------|------------|---------------|---------|
|                                                | 資本金    | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |            |               |         |
|                                                |        | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金   |               | 利益剰余金合計 |
|                                                |        |       |          |         |       | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |         |
| 2024 年 1 月 1 日 残 高                             | 16,174 | 4,043 | 7,612    | 11,656  | 488   | 23,307     | 5,741         | 29,536  |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                              |        |       |          |         |       |            |               |         |
| 剰 余 金 の 配 当                                    | －      | －     | －        | －       | －     | －          | △1,501        | △1,501  |
| 当 期 純 利 益                                      | －      | －     | －        | －       | －     | －          | 4,477         | 4,477   |
| 自 己 株 式 の 取 得                                  | －      | －     | －        | －       | －     | －          | －             | －       |
| 自 己 株 式 の 処 分                                  | －      | －     | 50       | 50      | －     | －          | －             | －       |
| 自 己 株 式 の 消 却                                  | －      | －     | △1,690   | △1,690  | －     | －          | －             | －       |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩                            | －      | －     | －        | －       | －     | －          | △2            | △2      |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | －      | －     | －        | －       | －     | －          | －             | －       |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | －      | －     | △1,639   | △1,639  | －     | －          | 2,972         | 2,972   |
| 2024 年 12 月 31 日 残 高                           | 16,174 | 4,043 | 5,972    | 10,016  | 488   | 23,307     | 8,713         | 32,509  |

|                                                | 株主資本   |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                |                |  | 純資産合計  |
|------------------------------------------------|--------|-------------|------------------|----------------|----------------|--|--------|
|                                                | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |  |        |
| 2024 年 1 月 1 日 残 高                             | △2,860 | 54,506      | 1,574            | △3,024         | △1,450         |  | 53,056 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額                              |        |             |                  |                |                |  |        |
| 剰 余 金 の 配 当                                    | －      | △1,501      | －                | －              | －              |  | △1,501 |
| 当 期 純 利 益                                      | －      | 4,477       | －                | －              | －              |  | 4,477  |
| 自 己 株 式 の 取 得                                  | △2,365 | △2,365      | －                | －              | －              |  | △2,365 |
| 自 己 株 式 の 処 分                                  | 517    | 567         | －                | －              | －              |  | 567    |
| 自 己 株 式 の 消 却                                  | 1,690  | －           | －                | －              | －              |  | －      |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩                            | －      | △2          | －                | －              | －              |  | △2     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額) | －      | －           | 267              | 2              | 270            |  | 270    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                          | △157   | 1,175       | 267              | 2              | 270            |  | 1,445  |
| 2024 年 12 月 31 日 残 高                           | △3,018 | 55,681      | 1,841            | △3,021         | △1,179         |  | 54,502 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

|                                 |                                                       |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 ……………           | 移動平均法による原価法                                           |
| ② その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの …… | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 ……………                | 移動平均法による原価法                                           |
| ③ デリバティブ ……………                  | 時価法                                                   |
| ④ 棚卸資産<br>商品・製品・原材料・仕掛品 ……………   | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）           |
| 貯蔵品 ……………                       | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

|                                 |                                                                                                                  |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産 …………… | 建物（建物附属設備は除く）については定額法によっておりますが、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。<br>建物 2～50年<br>機械及び装置 2～7年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） ……………        | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法を採用しております。                                           |
| ③ リース資産 ……………                   | 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                          |
| ④ 長期前払費用 ……………                  | 定額法を採用しております。                                                                                                    |

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理しております。
- ④ 製品保証引当金 …… 製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補償費見込額を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 …… 役員株式給付規程・株式給付規程に基づく役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

#### ① 調査業務契約に係る収益認識

調査業務契約においては、機械ボーリングや道路施設（トンネル等）点検、法面観測、地すべり対策設計、水質・土壌・悪臭分析、洋上風力発電設置に伴う海上ボーリングといった海洋調査等、データの収集、解析、設計、コンサルティング等を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

調査業務契約は、進捗部分について成果の確実性が認められ、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を適用しております。



## ② 物品販売（主に計測機器販売）に係る収益認識

物品販売においては、地震観測・監視装置や非破壊検査装置等の物理探査装置、左記機器を使用したモニタリングシステムの製造、販売及び保守サービス等を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

物品販売のうち、国内販売は引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。また、海外販売は、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。

## ③ ライセンス販売に係る収益認識

ライセンス販売においては土地情報システムや運行管理システム、各種解析ソフト等のライセンスの販売やシステムの受託販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

ライセンスの販売は、クラウドサービス等のライセンスの性質がアクセス権である場合には一定の期間にわたり収益を認識し、ソフトウェアの納入等ライセンスの性質が使用権である場合には、引渡時に収益を認識しております。

## (5) ヘッジ会計の方法

- |                  |                                              |
|------------------|----------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法 …………… | 繰延ヘッジ処理によっております。                             |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …  | ヘッジ手段 為替予約<br>ヘッジ対象 買掛金                      |
| ③ ヘッジ方針 ……………    | 為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。          |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 …  | ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。 |

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 22,122百万円

(注) 上記の金額は、調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる調査業務契約のうち、当事業年度末時点で完全な履行義務を充足していない調査業務契約を対象として記載しております。

### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記（応用地質株式会社における調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識）（2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                     | 11,849百万円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額                      | 269百万円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。        |           |
| ① 短期金銭債権                               | 385百万円    |
| ② 長期金銭債権                               | 137百万円    |
| ③ 短期金銭債務                               | 193百万円    |
| (4) 土地の再評価について                         |           |
| 再評価を行った土地の当事業年度末における<br>時価と再評価後の簿価との差額 | △318百万円   |
| (5) 保証債務                               |           |
| 関係会社に対し次のとおり債務保証及び契約履行保証を行っております。      |           |
| FONG CONSULT PTE.LTD.                  | 387百万円    |
| GEOSMART INTERNATIONAL PTE.LTD.        | 309百万円    |

### 4. 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業取引       |          |
| 売上高        | 156百万円   |
| 仕入高        | 1,662百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 194百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 3,068百万円 |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,693,932株  | 953,577株   | 1,104,497株 | 1,543,012株 |

(注) 自己株式の普通株式当事業年度期首の株式数には、株式会社カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式519,644株を含めております。

自己株式の普通株式当事業年度末の株式数には、株式会社カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式517,520株を含めております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |    |           |
|--------------|----|-----------|
| 繰延税金資産       |    |           |
| 賞与引当金        |    | 46百万円     |
| 未払事業税        |    | 47百万円     |
| 有価証券評価損      |    | 12百万円     |
| 退職給付引当金      |    | 550百万円    |
| 土地再評価差額金     |    | 1,082百万円  |
| 合併受入資産評価差額   |    | 46百万円     |
| その他          |    | 427百万円    |
| 繰延税金資産       | 小計 | 2,212百万円  |
| 評価性引当額       |    | △1,320百万円 |
| 繰延税金資産       | 合計 | 892百万円    |
| 繰延税金負債       |    |           |
| その他有価証券評価差額金 |    | △793百万円   |
| 前払年金費用       |    | △536百万円   |
| 土地再評価差額金     |    | △227百万円   |
| 合併受入資産評価差額   |    | △133百万円   |
| その他          |    | △60百万円    |
| 繰延税金負債       | 合計 | △1,751百万円 |
| 繰延税金負債の純額    |    | △859百万円   |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,337円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 190円22銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

応用地質株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

応用地質株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。



- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月4日

応用地質株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 香 | 川 | 眞 | 一 | ㊞ |
| 社外監査役 | 内 | 藤 |   | 潤 | ㊞ |
| 社外監査役 | 折 | 原 | 隆 | 夫 | ㊞ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田美土代町7番地  
住友不動産神田ビル 3階 ベルサール神田イベントホール  
※昨年と会場が変更になっております。



- 交通 ◎地下鉄（都営新宿線）小川町駅B 6 出口より徒歩2分  
◎地下鉄（千代田線）新御茶ノ水駅B 6 出口より徒歩2分  
◎地下鉄（丸ノ内線）淡路町駅A 6 出口より徒歩3分  
◎地下鉄（銀座線）神田駅4 出口より徒歩10分  
◎J R 神田駅北口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

